

年末調整の 年収の定義と計算方法 簡単解説ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年8月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

「年収」「所得」「手取り」の 定義と違い

Point

- **年収(収入金額)**
 - 1月1日から12月31日までの1年間に会社が従業員に支払った給与・賞与の総額を指します。社会保険料や源泉所得税、住民税などが天引きされる前の金額であり、一般的に「総支給額」や源泉徴収票の「支払金額」と同じ意味で用いられ、年末調整の計算は、この「年収」からスタートします。
- **所得(給与所得)**
 - 年収から、その収入を得るためにかかった経費を差し引いた後の金額です。会社員の場合、この経費は実費ではなく、年収に応じて法律で定められた「給与所得控除」が適用されます。所得は、最終的な所得税額を計算するための基礎となる重要な金額です。計算式は以下の通りです。
 - **給与所得=年収(給与収入)-給与所得控除額**
- **手取り**
 - 年収(総支給額)から、所得税、住民税、社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料など)をすべて差し引いた後、実際に従業員の銀行口座に振り込まれる金額を指します。

労務担当者にとって重要なのは、従業員が申告書(特に「基礎控除申告書」など)を記入する際に、「年収」と「所得」を混同しないよう正確に案内することです。もし従業員が年収を記入すべき欄に所得を記入してしまうと、その後のすべての税額計算が根本から誤ってしまうため、細心の注意が必要です。

また、会社が労働の対価として支払うものは原則課税、行政が社会保障目的で支給するものや、業務遂行に必要な実費弁償的なものは非課税、と大別できます。例えば通勤手当は、業務に必要な実費弁償の性質を持つため、一定の限度額まで非課税となります。

年末調整の計算プロセス

ステップ1：給与総額（年収）の集計

- まず、その年の1月1日から12月31日までに支払うことが確定した給与・賞与、および各種の課税手当（残業手当、住宅手当など）をすべて合計し、従業員ごとの給与総額（年収）を算出します。
- 年の途中で入社した従業員については、前職の会社が発行した源泉徴収票に記載されている「支払金額」と「源泉徴収税額」、「社会保険料等の金額」を自社での支払額と合算して計算する必要があります。

ステップ2：給与所得控除の適用と給与所得の算出

- 次に、ステップ1で算出した年収から「給与所得控除額」を差し引き、「給与所得」を求めます。給与所得控除は、社員の必要経費として認められている控除で、その額は年収に応じて自動的に決まります。
- 計算には、[国税庁が定める速算表](#)を使用します。
- 計算例：年収500万円の場合
 - $5,000,000\text{円} \times 20\% + 440,000\text{円} = 1,440,000\text{円}$ （給与所得控除額）
 - $5,000,000\text{円} - 1,440,000\text{円} = 3,560,000\text{円}$ （給与所得）

ステップ3：所得金額調整控除の確認と適用

- 年収が850万円を超える従業員については、「所得金額調整控除」の対象となるかを確認します。この控除は、高所得者であっても子育てや介護などを行っている層の税負担を軽減するための制度です。以下のいずれかの要件に該当する場合に適用されます。
 - 本人が特別障害者である
 - 年齢23歳未満の扶養親族がいる
 - 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる
- 控除額の計算式は次の通りです。
 - $\text{控除額} = (\text{給与収入（上限1,000万円）} - 8,500,000\text{円}) \times 10\%$
- この控除は、従業員の家族構成や個人の状況を確認する必要があるため、「給与所得者の扶養控除等申告書」の内容と年収を照らし合わせて判断することが重要です。

ステップ4：各種所得控除の合計額の算出

- 次に、給与所得から差し引くことができる各種「所得控除」の合計額を計算します。これは、従業員一人ひとりの個人的な事情を税負担に反映させるためのものです。
- 年末調整で対象となる主な所得控除は以下の通りです。
 - 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除、小規模企業共済等掛金控除
- これらの控除額は、従業員から提出された「保険料控除申告書」や「扶養控除等申告書」、「基礎控除申告書」などの内容に基づいて正確に集計します。

ステップ5：課税所得金額の確定

- ステップ2（または3）で算出した所得金額から、ステップ4で計算した所得控除の合計額を差し引き、「課税所得金額」を確定します。この金額が、所得税率を掛ける対象となります。計算後、1,000円未満の端数は切り捨てます。
- **課税所得金額**=(給与所得-所得金額調整控除額)-所得控除合計額

ステップ6：算出所得税額の計算

- ステップ5で確定した課税所得金額に、所得税の税率を掛けて「算出所得税額」を計算します。所得税は、所得が多いほど税率が高くなる累進課税制度が採用されています。
- 計算には、[国税庁が定める所得税の速算表](#)を使用します。
- **算出所得税額**=課税所得金額×税率-控除額

ステップ7：税額控除（住宅ローン控除等）の適用

- 算出所得税額から直接差し引くことができる「税額控除」を適用します。代表的なものは「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」です。
- 住宅ローン控除の適用を受ける従業員からは、「住宅借入金等特別控除申告書」を提出してもらい、その金額を算出所得税額から差し引きます。

ステップ8：復興特別所得税の加算と年調年税額の最終決定

- 最後に、ステップ7までの計算で求めた所得税額に「復興特別所得税」を加算します。復興特別所得税額は、所得税額の2.1%です。この合計額（100円未満切捨て）が、その従業員がその年に納めるべき最終的な所得税額「年調年税額」となります。
- **年調年税額=(算出所得税額-住宅ローン控除額)×102.1%**

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。